

河川法に基づく許可が必要な行為(工作物の新築等の許可)

河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

工作物設置許可基準 (河川法第26条第1項の許可に関する一般的技術的基準)

<許可の基本方針>

工作物の設置が以下に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合

- 河川区域に設ける以外に方法がない又は河川区域に設置することがやむを得ないこと。
- 治水・利水上支障がなく、かつ他の工作物に影響を与えないこと。
- 周辺土地利用の状況、景観、その他の自然的及び社会的環境を損なわないこと。 等



野球場の防球ネットは、洪水時に転倒可能とすること



トイレは、洪水時に搬出可能な移動式とすること